

第4次 大田市地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)

『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』
～共に生き、共につながる大田市をめざして～

令和7年(2025)3月

大 田 市
大田市社会福祉協議会



ごあいさつ

大田市長 楫野弘和

大田市では、第2次大田市総合計画の中で、将来像である『子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”』を実現するため“おおだ”に関わるすべての人たちが一緒に汗をかき、ひとつずつ形にしていく「共創」によるまちづくりを基本姿勢としています。

こうした基本姿勢のもと、大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを基本理念とし、保健・福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけるものです。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯の増加など社会環境が変化し、家庭や地域などにおける支え合いの基盤が弱まり、さらに令和2年以降の「新型コロナウイルス」の感染拡大が地域コミュニティの弱体化に拍車をかけ、ひきこもりや孤独・孤立等の問題も深刻化しています。

また、これまで、こども・障がいのある人・高齢者などの分野ごとに制度やサービスの整備・充実が図られてきましたが、地域における生活課題が多様化・複雑化するとともに、分野ごとの制度やサービスでは対応できない『制度の狭間』の問題が顕在化しています。

こうしたことから、全ての人が地域で助け合い・支え合いながら、生きがいを持って安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、これまでの縦割りの相談対応から、分野や世代、相談内容に関わらず、世帯全体の課題を包括的に受け止める「包括的相談支援体制」を構築するとともに、就労や居場所といった「参加支援」などの段階においても、市内の関係機関が連携・協働して、一体的に支援を行う重層的な体制整備（重層的支援体制整備事業）を推進してまいります。

なお、第3次計画から市が作成する地域福祉計画と市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画を一本化するとともに、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定しています。

大田市が掲げる将来像には、「何かをやろうという時には、みんなで一緒にやろう、応援しようという雰囲気があるまち、そして、いきいきとしている大人の横では子どもたちが笑い、様々な人がつながって、様々な夢を抱き、夢が実現する、そういうまちを目指そう」という思いが込められています。これは、まさに「地域共生社会」の実現につながるものでもあります。

終わりに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました第4次計画策定委員会委員長の島根大学加川充浩教授をはじめ、策定委員会の皆様及びワークショップにご参加いただいた皆様、また貴重なご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月



ごあいさつ

社会福祉法人大田市社会福祉協議会
会長 知野見 清二

近年の少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加及び地域におけるつながりの希薄化といった社会情勢の変化に加え、昨今の物価高騰等に伴う経済状況の変化も背景とし、生活困窮や子どもの貧困、ひきこもり、孤独死、自死等、個人・世帯や地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

また、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しており、地域の中で、様々な不安を抱えながら誰にも相談できず、あるいは相談先が分からず一人で悩み続けるケースが増えています。

社会的孤立の問題への対策として、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行され、『孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会』、『相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会』を目指す取組みが始まっています。

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域を将来にわたり継続していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合い、一人ひとりが生きがいや役割をもてる地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が必要です。

このため、本会は大田市と連携して、包括的な相談支援体制の構築や「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つを柱とした重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けて、本会の第4次大田市地域福祉活動計画の策定におきましては、第3次計画と同様に、大田市が策定する「地域福祉計画」と一体的な計画とし、同じ理念や方向性の下で、大田市の地域福祉を推進していくことといたしました。

地域住民や社会福祉法人等、多様な主体や人々が幅広く連携・協力し、どんな地域でありたいのか、そのために何ができるのかといったことについて話し合い、「できることから取り組む」という環境の醸成とその支援に取り組んでまいります。

今後は本計画を基に、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを目指し、その実現に向けて、大田市、民間事業所等並びに地域組織・団体、住民の皆様と共に、本会の使命である地域福祉の推進に努めてまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの皆様に感謝申し上げます。

令和7年3月

「第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」目次

1. 第4次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 大田市の現状と課題	3
(4) ①第3次計画の評価	20
②策定委員等へのヒアリングの状況	25
③地区社会福祉協議会ワークショップ報告書	27
(5) 計画の推進体制	29

2. 基本的な考え方

(1) 基本理念	30
(2) 基本方針	31
(3) 第4次計画の目指すべき方向性	32
(4) 計画の体系	34
(5) 数値目標	35

3. 進めるべき方策

(1) 基本方針1 「人づくり・地域づくりの推進」	37
(2) 基本方針2 「包括的な支援体制の構築」	45
(3) 基本方針3 「権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実」	55
(4) 基本方針4 「安心して暮らし続けることのできるまちづくり」	67

<資料編>

①用語解説	82
②第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	84
③「第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の経緯	85
④第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた 市民アンケート調査報告書	87

1. 第4次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

① 計画の趣旨、性格

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決を図るための具体的な仕組みや取組みを定めるものです。

社会福祉法第107条により、これまで任意とされていた地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられています。

以前は、大田市が作成し地域福祉の政策や制度、各種施策などの充実を図り地域福祉を推進していくための仕組みづくりに重点を置く「地域福祉計画」と、大田市社会福祉協議会が策定し地域住民の立場から地域福祉活動を主体的に進めていくための方向性を示す「地域福祉活動計画」は、別々の策定委員会で検討・策定してきましたが、この2つの計画は大田市の地域福祉を推進していくという共通の目的を持つ言わば車の両輪でありますので、第3次計画から一本化して作成しています。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたこと、またこの2つの分野は地域における大きな生活課題でもあることから、引き続きこの2つの計画を包含する計画として策定しています。

(2) 計画の位置付け

① 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、同法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」の促進をはじめ地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

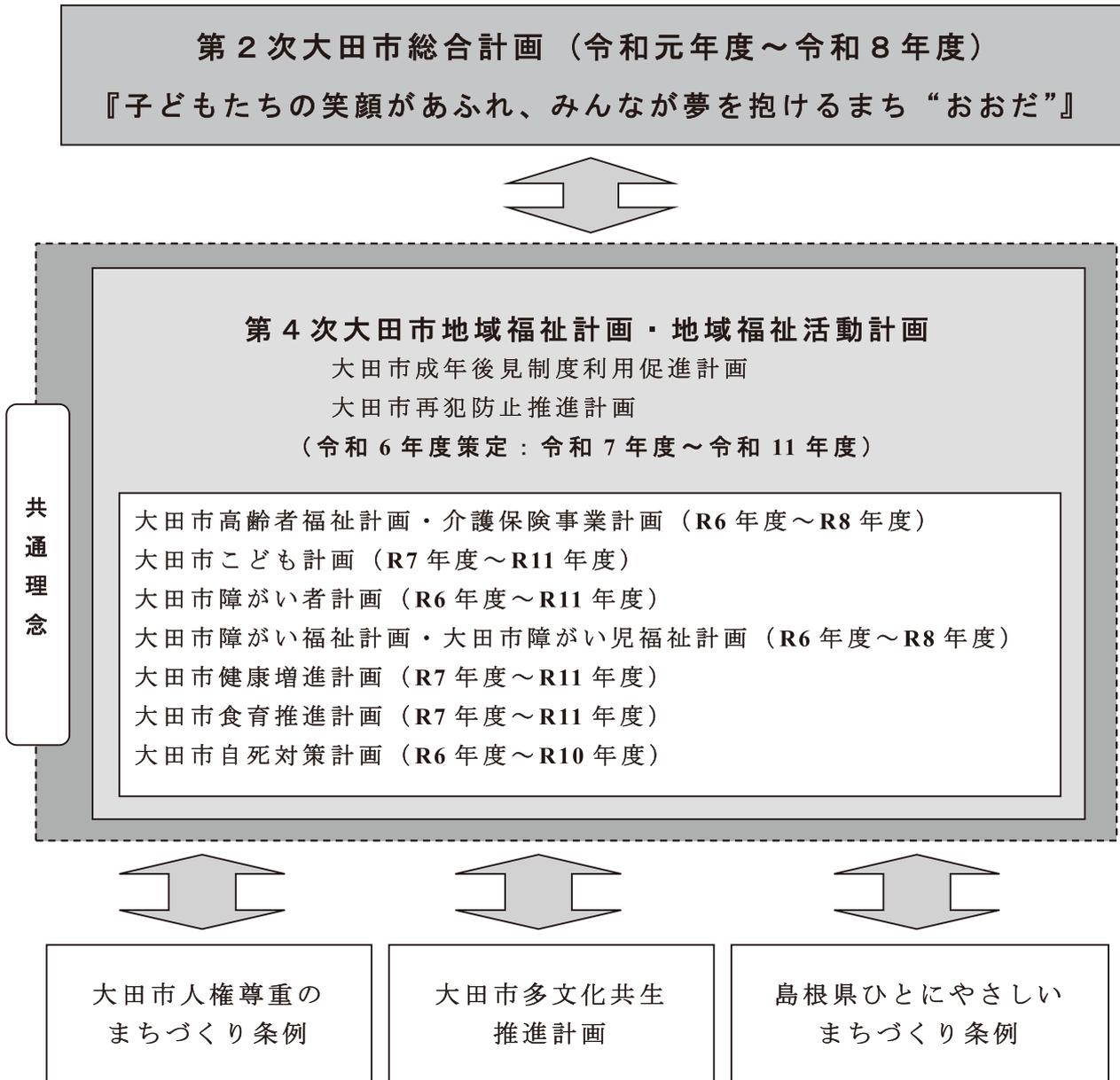
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

② 他計画等との関係

本市の地域福祉計画は、「大田市総合計画」の福祉分野の下位計画であるとともに、「大田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田市こども計画」、「大田市障がい者計画」、「大田市障がい福祉計画・大田市障がい児福祉計画」、「大田市健康増進計画」、「大田市食育推進計画」、「大田市自死対策計画」の上位計画として位置付けこれらの計画と整合性を図ります。

また、「大田市人権尊重のまちづくり条例」、「大田市多文化共生推進計画」、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」などと連携を図りながら推進します。

図1-1 関連計画等との関係図



③ 計画の期間

計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

(3) 大田市の現状と課題

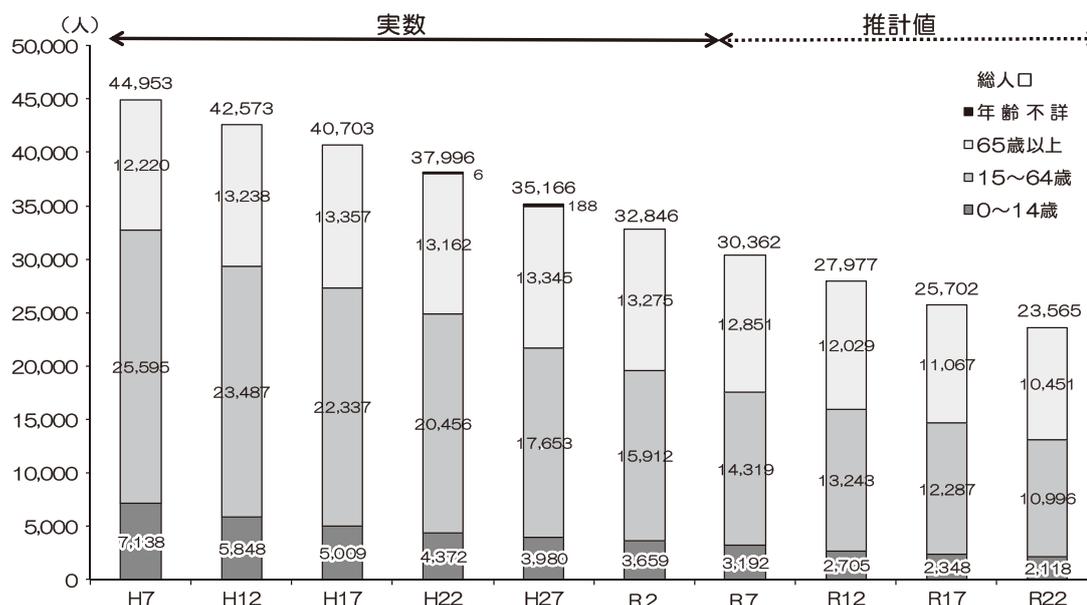
○少子高齢化、人口減少、世帯人員の減少が進行しています。

1. 人口（国勢調査・推計人口）

単位：人

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	
実数	総人口	44,953	42,573	40,703	37,996	35,166	32,846	30,362	27,977	25,702	23,565
	0～14歳	7,138	5,848	5,009	4,372	3,980	3,659	3,192	2,705	2,348	2,118
	15～64歳	25,595	23,487	22,337	20,456	17,653	15,912	14,319	13,243	12,287	10,996
	65歳以上	12,220	13,238	13,357	13,162	13,345	13,275	12,851	12,029	11,067	10,451
	年齢不詳				6	188					
割合	0～14歳	15.9%	13.7%	12.3%	11.5%	11.3%	11.1%	10.5%	9.7%	9.1%	9.0%
	15～64歳	56.9%	55.2%	54.9%	53.8%	50.2%	48.4%	47.2%	47.3%	47.8%	46.7%
	65歳以上	27.2%	31.1%	32.8%	34.6%	38.0%	40.4%	42.3%	43.0%	43.1%	44.3%
	年齢不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

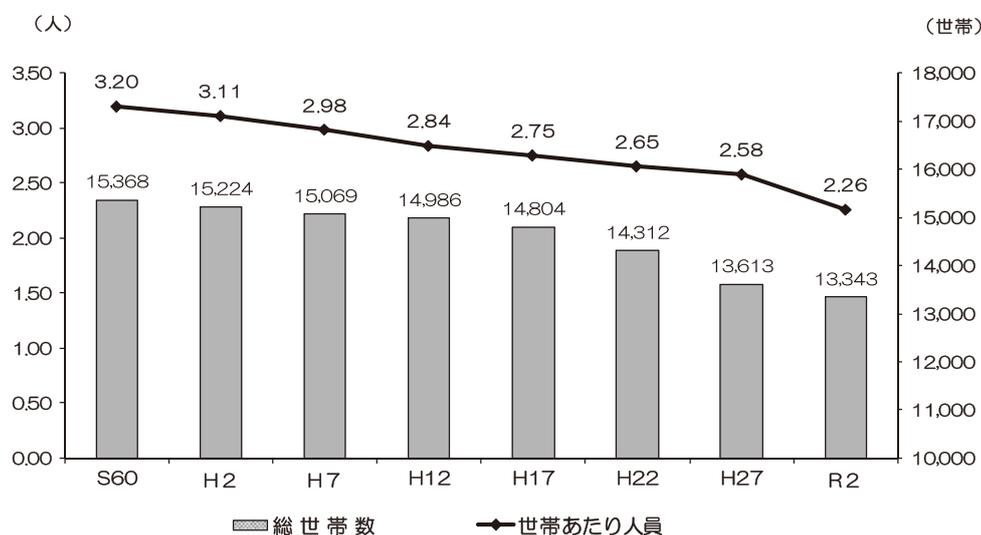


2. 世帯数

単位：（上段）世帯 （下段）人

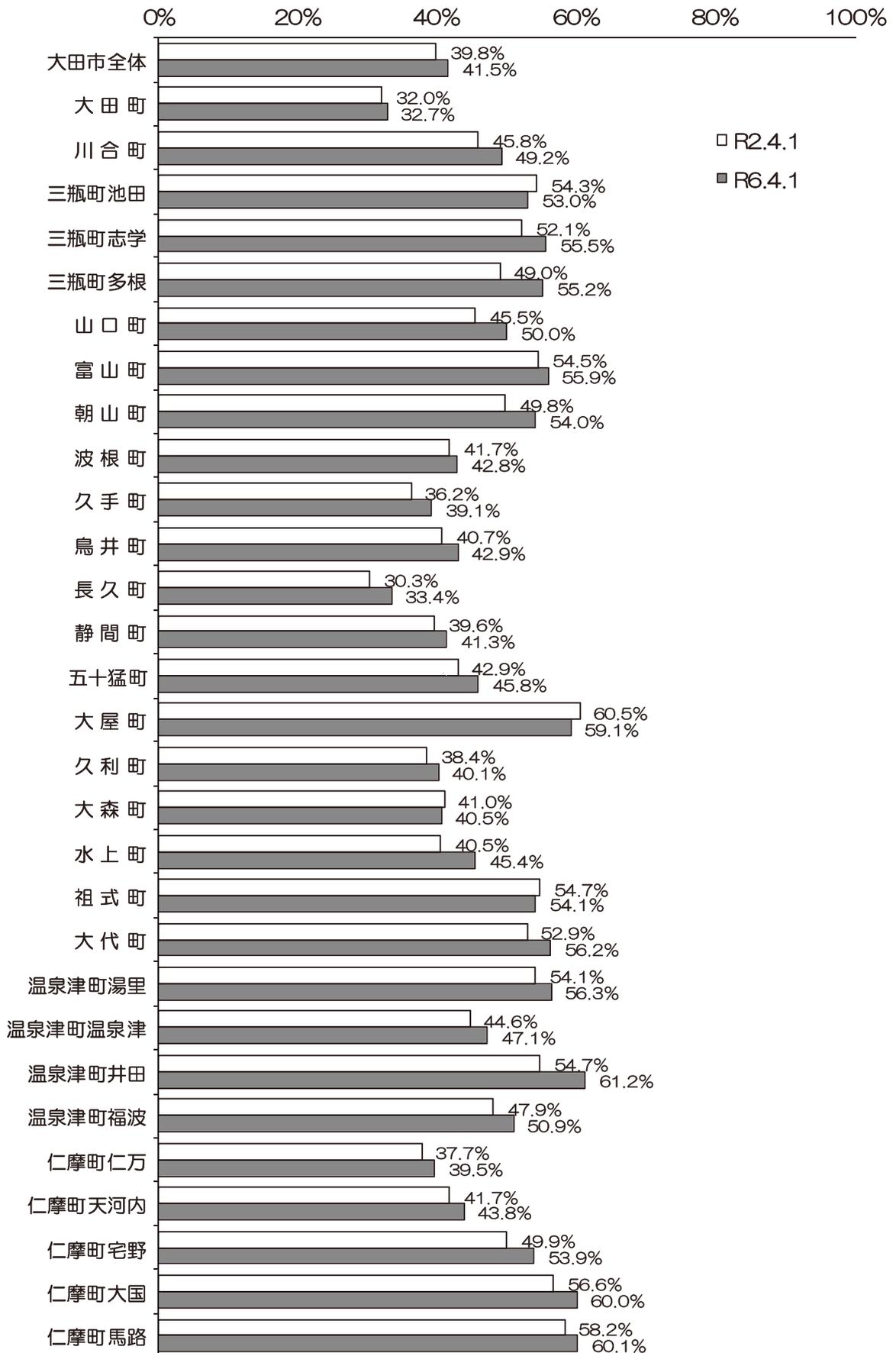
区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総世帯数	15,368	15,224	15,069	14,986	14,804	14,312	13,613	13,343
世帯あたり人員	3.20	3.11	2.98	2.84	2.75	2.65	2.58	2.26

資料：国勢調査



3. 高齢化率

○ほとんどの地区で高齢化が進行しており、中山間地ほど高齢化率が高い傾向があります。



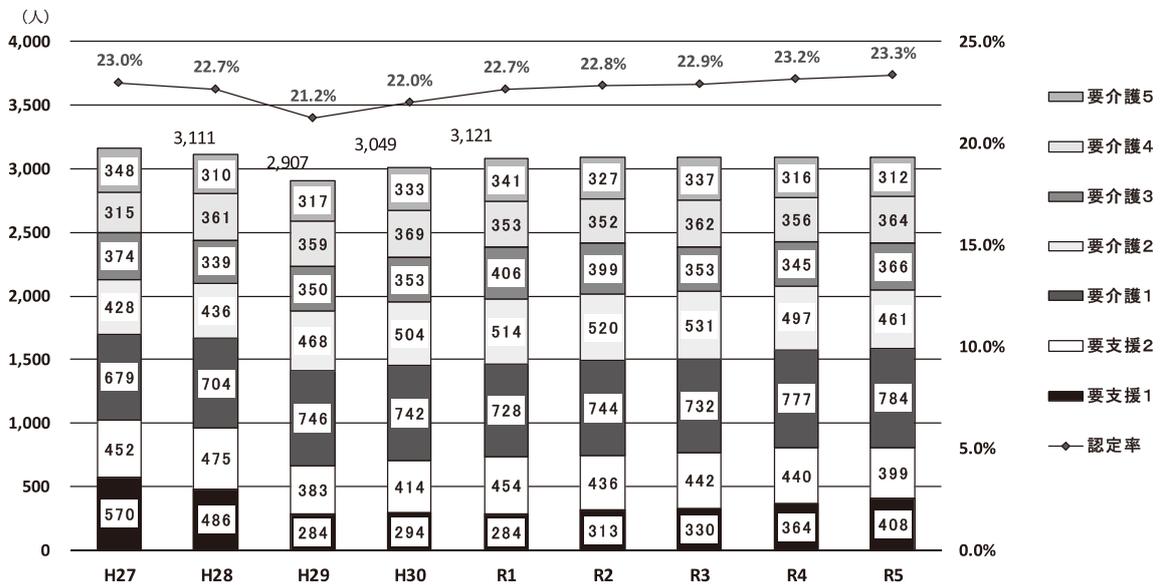
資料：大田市市民課（令和6年4月現在）

4. 高齢者の要支援・要介護の状況

○要介護認定者数は横ばいですが、認定率は微増傾向にあります。

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1号被保険者数		13,765	13,720	13,682	13,680	13,595	13,547	13,460	13,369	13,253
要介護認定者数	要支援1	570	486	284	294	284	313	330	364	408
	要支援2	452	475	383	414	454	436	442	440	399
	要介護1	679	704	746	742	728	744	732	777	784
	要介護2	428	436	468	504	514	520	531	497	461
	要介護3	374	339	350	353	406	399	353	345	366
	要介護4	315	361	359	369	353	352	362	356	364
	要介護5	348	310	317	333	341	327	337	316	312
	合計	3,166	3,111	2,907	3,009	3,080	3,091	3,087	3,095	3,094
認定率	23.0%	22.7%	21.2%	22.0%	22.7%	22.8%	22.9%	23.2%	23.3%	

資料：介護保険事業状況報告（各年度の3月31日現在）



5. 障がい者手帳等級別人数

(1) 身体障害者手帳

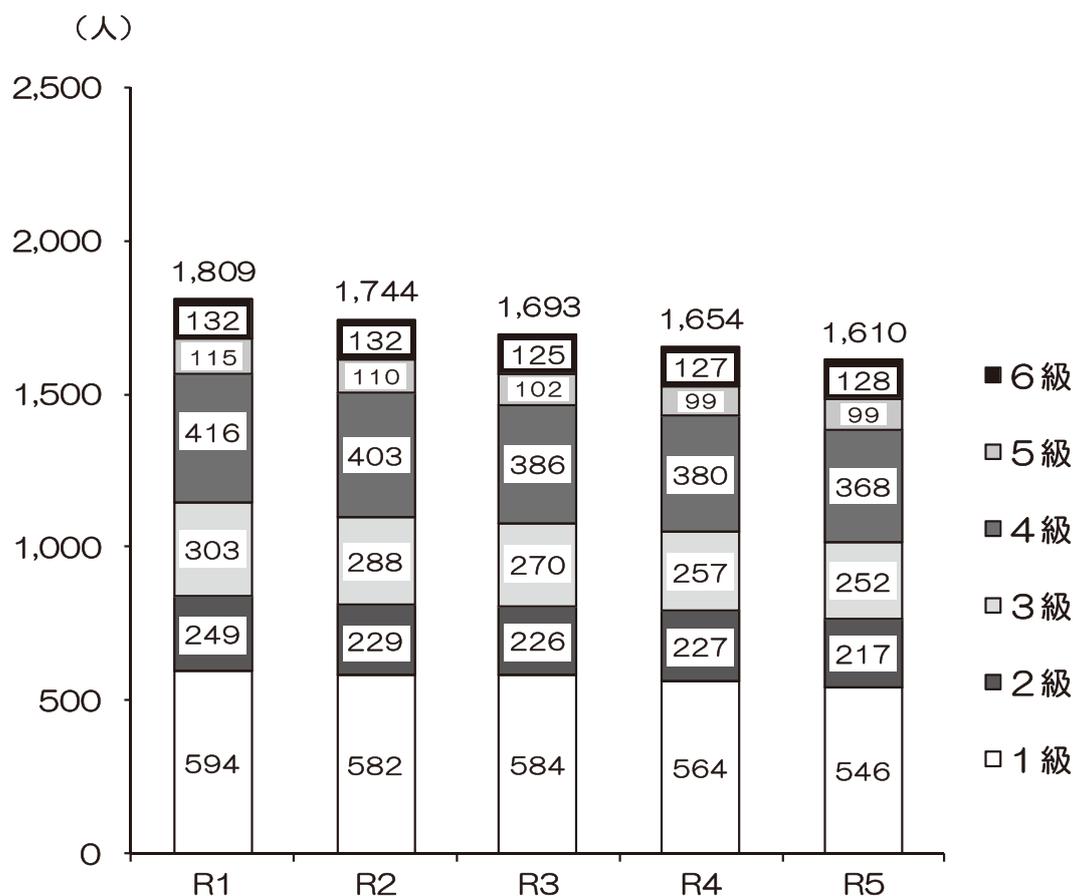
○人口減少に伴い、手帳所持者も減少傾向にあります。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
R1	594	249	303	416	115	132	1,809
R2	582	229	288	403	110	132	1,744
R3	584	226	270	386	102	125	1,693
R4	564	227	257	380	99	127	1,654
R5	546	217	252	368	99	128	1,610
(割合)	31.3%	14.2%	17.5%	22.3%	7.4%	7.3%	100.0%

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）

身体障害者手帳等級別人数



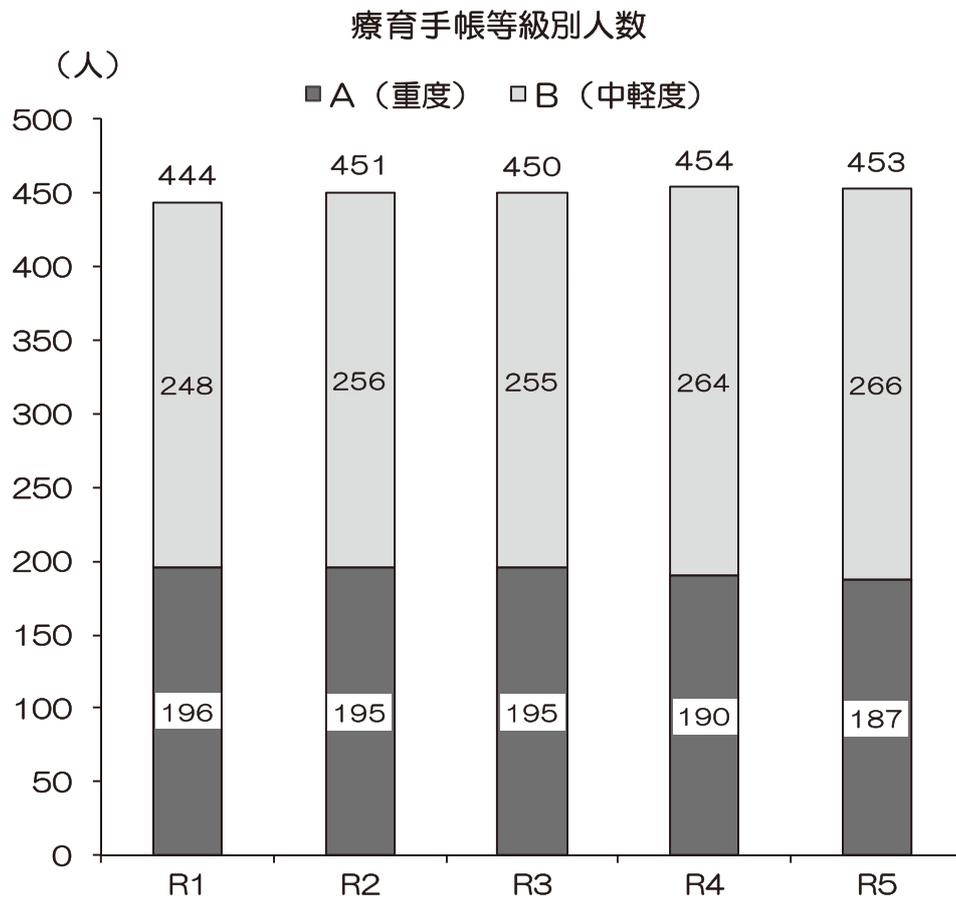
(2) 療育手帳等級別人数

○全体では横ばいですが、A所持者は減少傾向、B所持者は増加傾向にあります。

単位：人

	A (重度)	B (中軽度)	合計
R1	196	248	444
R2	195	256	451
R3	195	255	450
R4	190	264	454
R5	187	266	453
(割合)	47.0%	53.0%	100.0%

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）



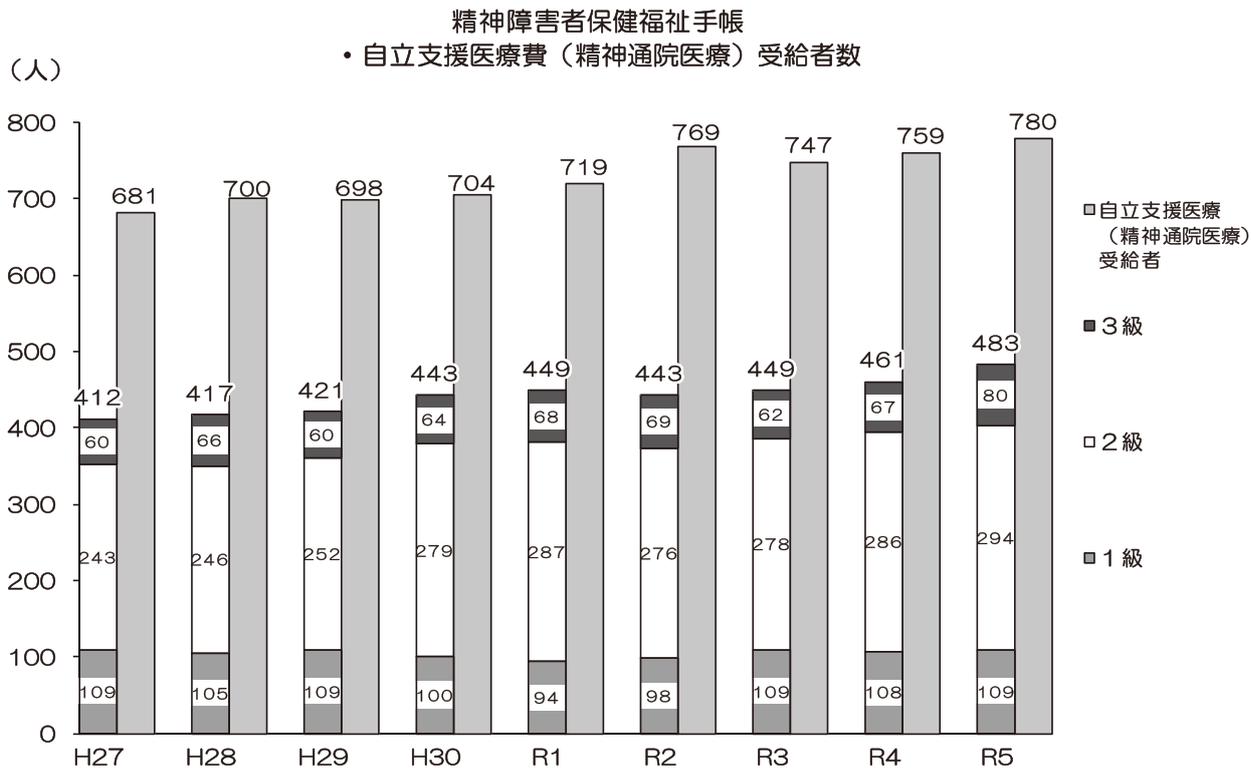
(3) 精神障害者保健福祉手帳等級別人数及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

○ 2級・3級は増加傾向ですが、1級は近年横ばいです。自立支援医療受給者は増加傾向にあります。

単位：人

	精神障害者保健福祉手帳（等級が小さいほど重度）				自立支援医療 （精神通院医療） 受給者
	1 級	2 級	3 級	合 計	
R1	94	287	68	449	719
R2	98	276	69	443	769
R3	109	278	62	449	747
R4	108	286	67	461	759
R5	109	294	80	483	780
(割合)	26.4%	59.0%	14.6%	100.0%	

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）



6. 平均寿命の年次推移

○男女とも平均寿命は延びていますが、大田市は県平均よりもやや短い傾向があります。

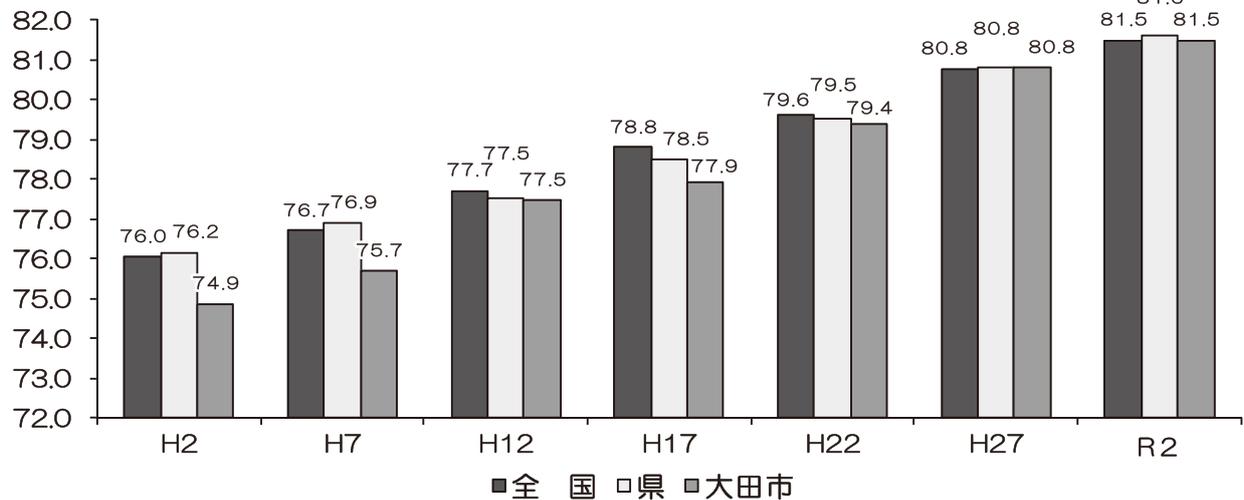
単位：歳

性別	区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
男	全国	76.0	76.7	77.7	78.8	79.6	80.8	81.5
	県	76.2	76.9	77.5	78.5	79.5	80.8	81.6
	大田市	74.9	75.7	77.5	77.9	79.4	80.8	81.5
女	全国	82.1	83.2	84.6	85.8	86.4	87.0	87.6
	県	83.1	84.0	85.3	86.6	87.1	87.6	88.2
	大田市	82.6	83.2	85.4	86.2	87.1	87.0	88.0

出典：都道府県別生命表概況・市区町村別生命表概況

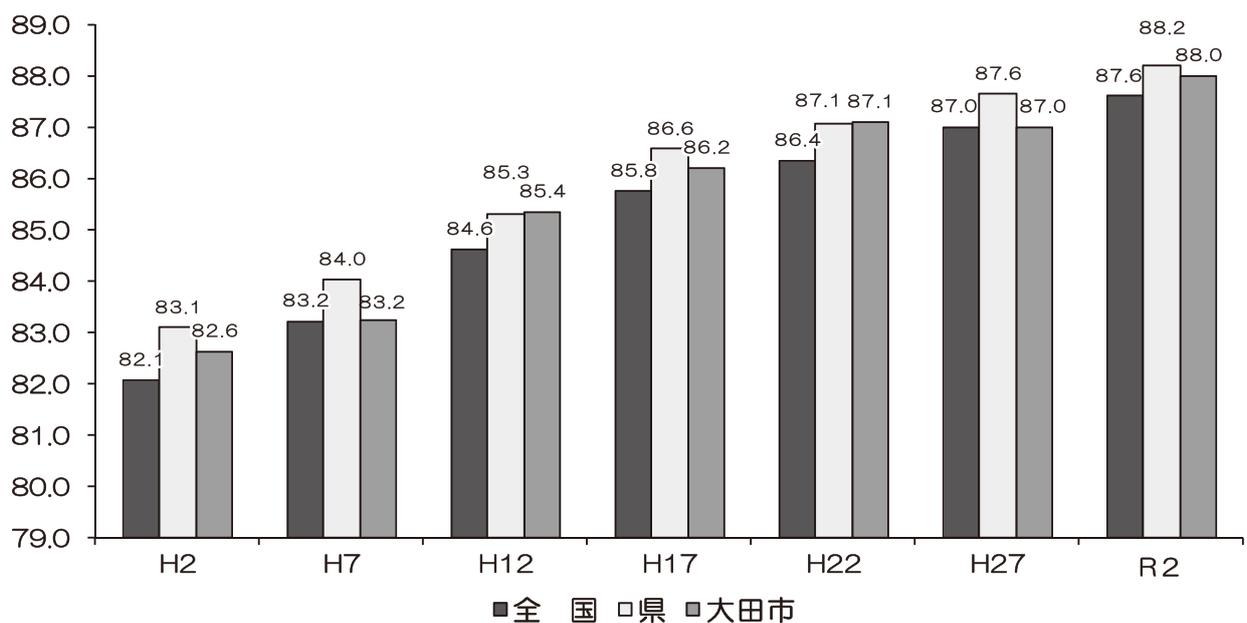
(歳)

平均寿命(男)の推移



(歳)

平均寿命(女)の推移



7. 主要死因別死亡数

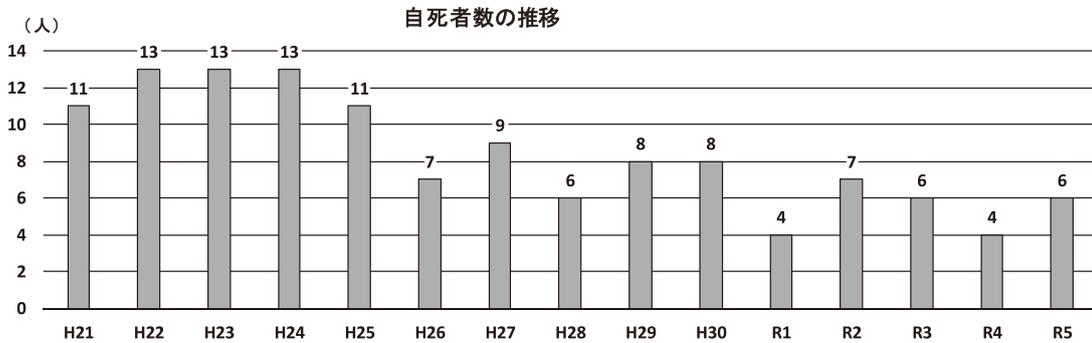
○自死者数、自殺死亡率いずれも減少・低下傾向にあります。大田市の自殺死亡率は県平均に比べてやや高い傾向が見られます。

単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
脳血管疾患	63	63	65	66	71	68	60	67	73	72	49	56	60	62	69
悪性新生物	171	161	178	153	148	158	170	148	146	145	167	145	168	153	145
心疾患	110	99	113	119	95	83	113	113	106	96	97	92	91	106	84
不慮の事故	20	16	18	24	13	20	15	22	11	21	10	15	11	20	2
肝疾患	5	7	4	7	5	7	9	7	11	8	6	8	6	9	7
肺炎	52	46	62	69	96	69	45	53	35	20	21	25	23	15	25
自殺	11	13	13	13	11	7	9	6	8	8	4	7	6	4	6
糖尿病	6	5	9	5	7	9	3	3	8	8	8	12	9	4	6
大動脈瘤及び解離	5	14	7	8	4	4	9	9	11	6	6	6	10	14	6
老衰	19	26	21	19	18	16	35	35	20	34	27	27	25	43	35
腎不全	7	10	11	15	7	14	10	10	9	17	15	11	5	10	23
その他	116	128	144	147	173	125	144	204	189	168	204	190	188	191	208
合計	585	588	645	645	648	580	622	677	627	603	614	594	602	631	635

(平均)
8.4

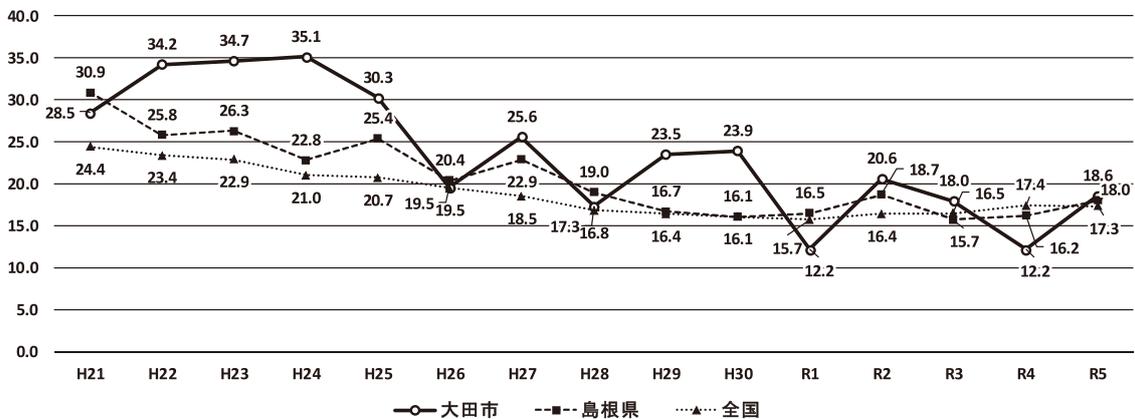
資料：人口動態統計



■自殺死亡率（人口10万人当たりの自死者数）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自死者数	11	13	13	13	11	7	9	6	8	8	4	7	6	4	6
人口(10月1日現在)	38,621	37,996	37,505	37,004	36,362	35,861	35,166	34,628	33,997	33,417	32,848	33,938	33,383	32,891	32,323
大田市	28.5	34.2	34.7	35.1	30.3	19.5	25.6	17.3	23.5	23.9	12.2	20.6	18.0	12.2	18.6
島根県	30.9	25.8	26.3	22.8	25.4	20.4	22.9	19.0	16.7	16.1	16.5	18.7	16.5	17.4	18.0
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	17.3	16.4	16.1	15.7	16.4	15.7	16.2	17.3

自殺死亡率(人口10万人当たりの自死者数)の推移

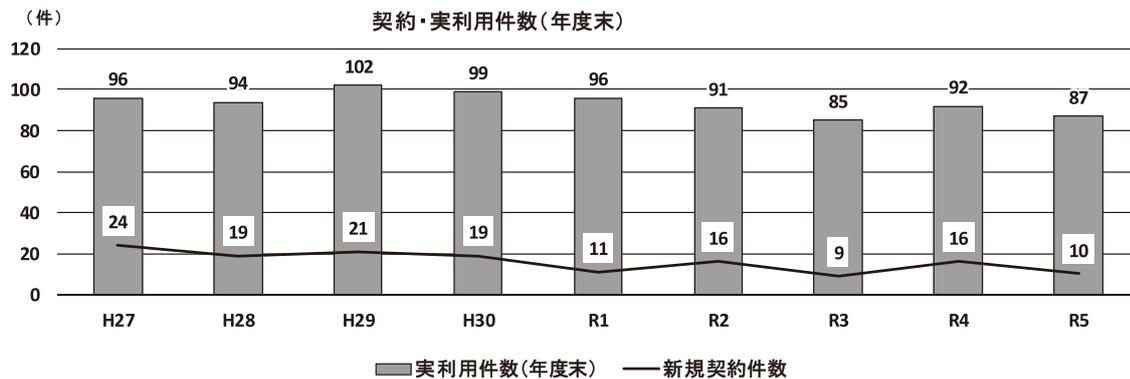


8. 日常生活自立支援事業

○利用者数は微減傾向にあり、対象者別では精神障がい者の利用が多い傾向があります。

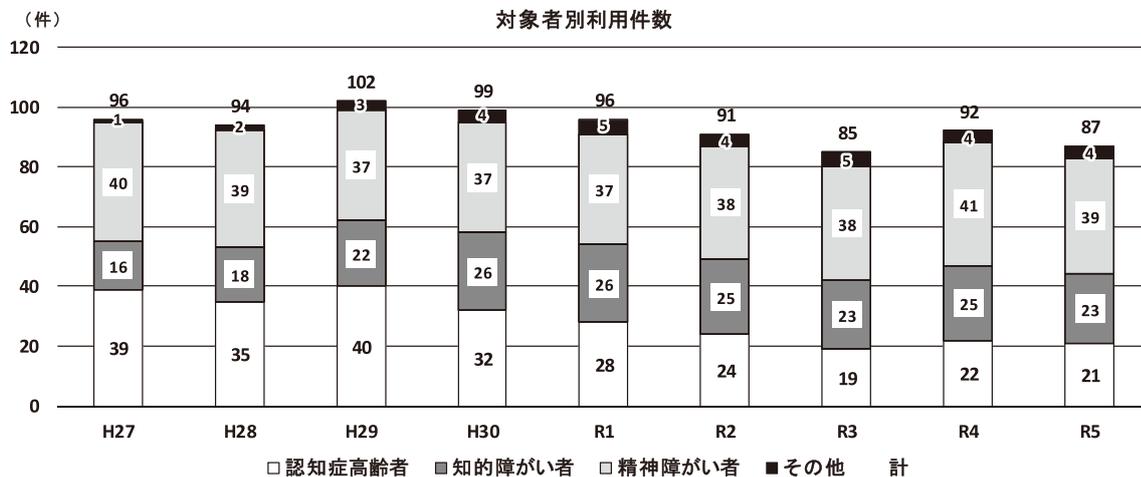
①契約・終了・実利用件数(年度末)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規契約件数	24	19	21	19	11	16	9	16	10
契約終了件数	14	21	13	22	14	21	15	9	15
実利用件数(年度末)	96	94	102	99	96	91	85	92	87



②対象者別利用件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	構成比
認知症高齢者	39	35	40	32	28	24	19	22	21	24.1%
知的障がい者	16	18	22	26	26	25	23	25	23	26.4%
精神障がい者	40	39	37	37	37	38	38	41	39	44.8%
その他	1	2	3	4	5	4	5	4	4	4.6%
計	96	94	102	99	96	91	85	92	87	100.0%



資料: 大田市社会福祉協議会

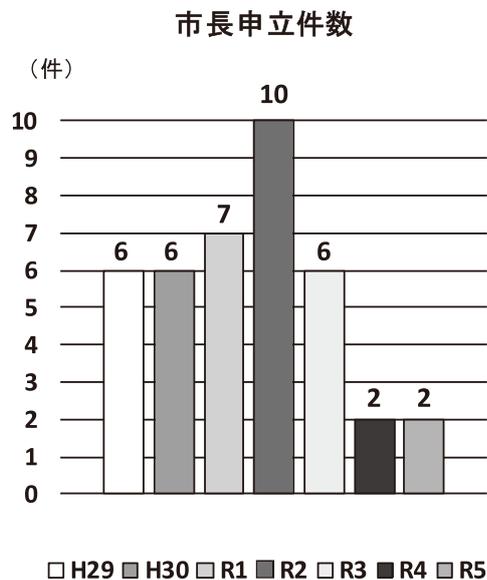
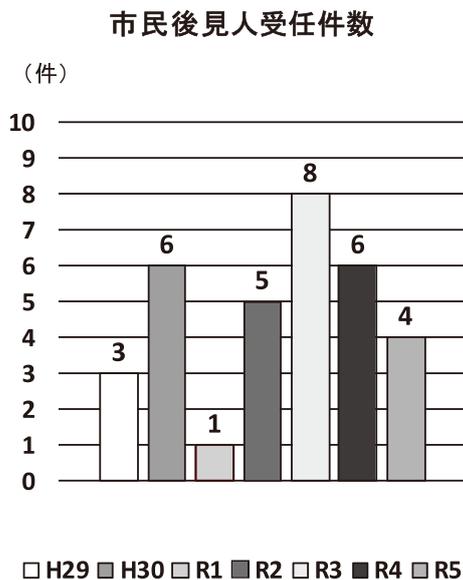
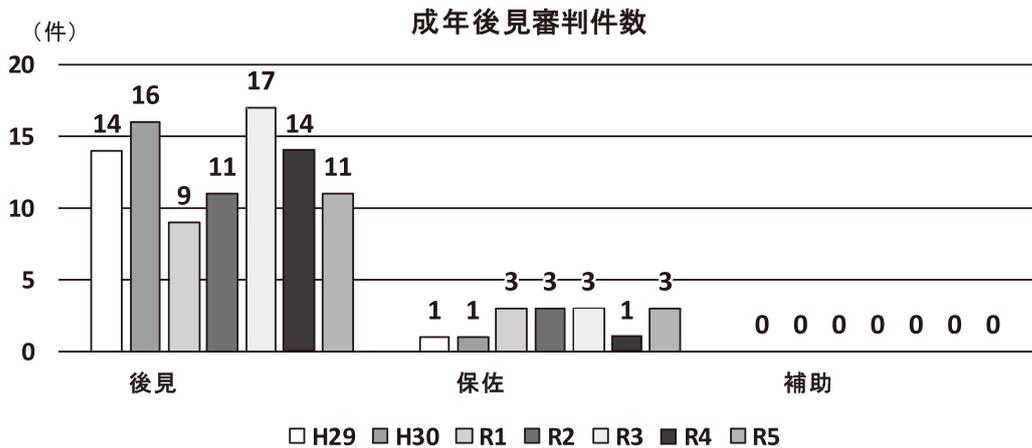
9. 成年後見の審判件数

○審判区分別では、「後見」が多く、近年「補助」はありません。

単位：件数

区分	事件名(開始の審判)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大田市	後見	14	16	9	11	17	14	11
	保佐	1	1	3	3	3	1	3
	補助	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	15	17	12	14	20	15	14
	(内)市民後見人	3	6	1	5	8	6	4
	(内)市長申立	6	6	7	10	6	2	2
島根県	総数	231	221	205	250	204	225	209
	市長申立	65	74	71	92	77	81	76

資料：松江家庭裁判所、大田市成年後見支援センター



10. 市民後見人のバンク登録者及び受任状況

○2年ごとの養成講座の開催によりバンク登録者は増えています。また、毎年一定の新規受任もあり累計受任件数も増加しています。

(1) バンク登録者数

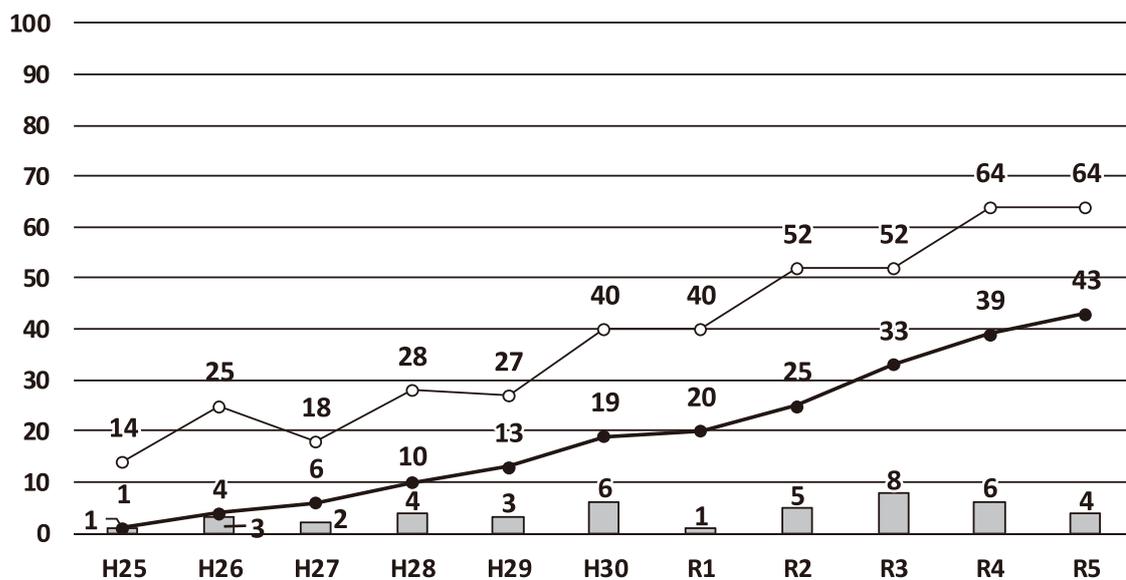
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
バンク登録者数	14	25	18	28	27	40	40	52	52	64	64

(2) 受任状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規受任件数	1	3	2	4	3	6	1	5	8	6	4
(累計)	1	4	6	10	13	19	20	25	33	39	43

資料：大田市成年後見支援センター

(人・件)



■ 新規受任件数 ● 受任件数累計 ○ バンク登録者数

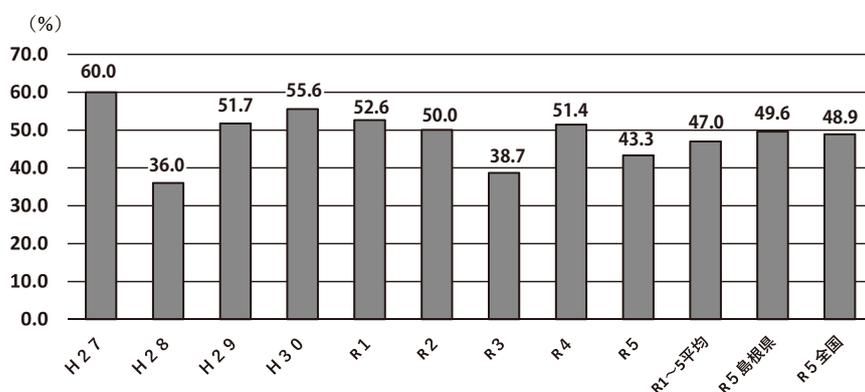
11. 犯罪統計（少年を除く）

○年度によって多少バラツキはあるものの、再犯率は約5割と高止まり状態が続いています。
65歳以上（高齢者）の割合が高く、罪種別では窃盗の割合が高くなっています。

(1) 再犯率

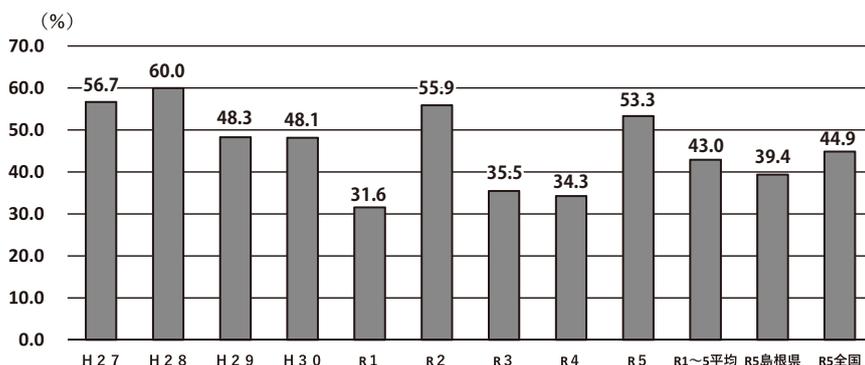
資料：法務省矯正局提供データを基に大田市作成

年度	総数	初犯	再犯	再犯率(%)
H 2 7	30	12	18	60.0
H 2 8	25	16	9	36.0
H 2 9	29	14	15	51.7
H 3 0	27	12	15	55.6
R 1	19	9	10	52.6
R 2	34	17	17	50.0
R 3	31	19	12	38.7
R 4	35	17	18	51.4
R 5	30	17	13	43.3
R1~5平均	29.8	15.8	14.0	47.0
R 5 島根県	675	340	335	49.6
R 5 全国	163,870	83,683	80,187	48.9



(2) 犯行時の職業の有無

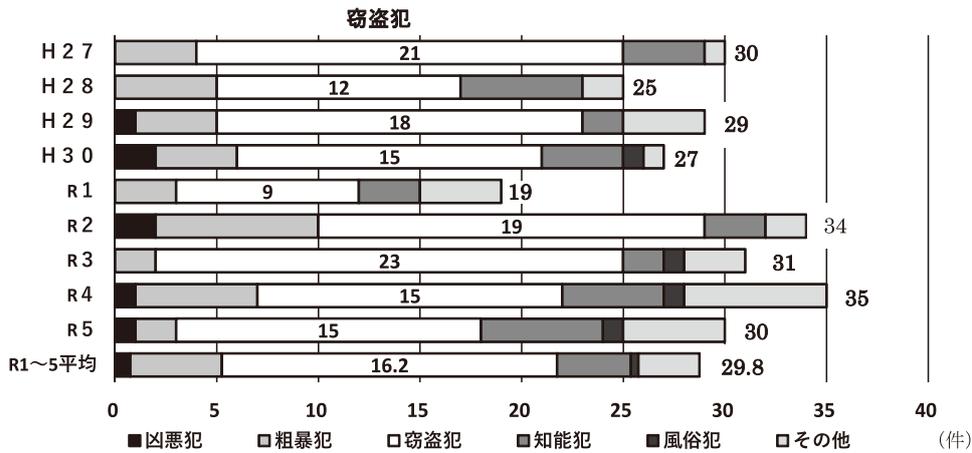
年度	総数	有職者	無職者	無職者比率(%)
H 2 7	30	13	17	56.7
H 2 8	25	10	15	60.0
H 2 9	29	15	14	48.3
H 3 0	27	14	13	48.1
R 1	19	13	6	31.6
R 2	34	15	19	55.9
R 3	31	20	11	35.5
R 4	35	23	12	34.3
R 5	30	14	16	53.3
R1~5平均	28.9	15.2	13.7	47.3
R 5 島根県	675	409	266	39.4
R 5 全国	163,870	90,283	73,587	44.9



(3) 罪種別件数

(件)

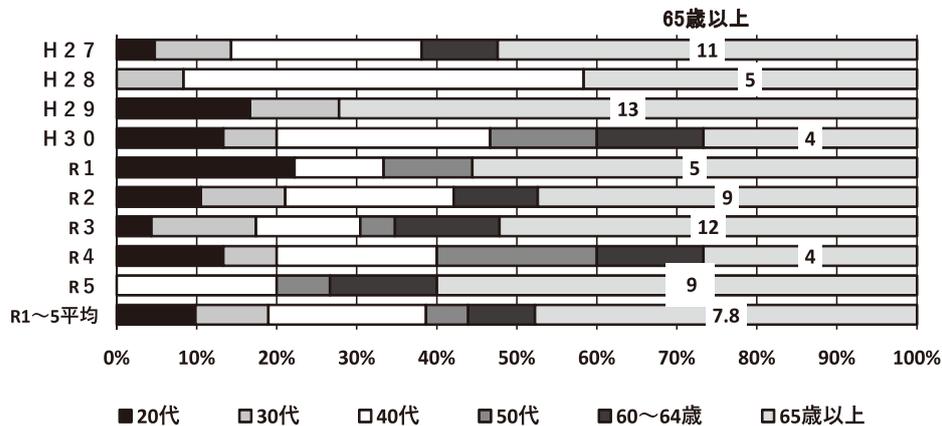
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
H 2 7	30	0	4	21	4	0	1
H 2 8	25	0	5	12	6	0	2
H 2 9	29	1	4	18	2	0	4
H 3 0	27	2	4	15	4	1	1
R 1	19	0	3	9	3	0	4
R 2	34	2	8	19	3	0	2
R 3	31	0	2	23	2	1	3
R 4	35	1	6	15	5	1	7
R 5	30	1	2	15	6	1	5
R1~5平均	29.8	0.8	4.2	16.2	3.8	0.6	4.2



(4) 窃盗犯年齢別割合

(件)

	総数	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上
H 2 7	21	1	2	5	0	2	11
H 2 8	12	0	1	6	0	0	5
H 2 9	18	3	2	0	0	0	13
H 3 0	15	2	1	4	2	2	4
R 1	9	2	0	1	1	0	5
R 2	19	2	2	4	0	2	9
R 3	23	1	3	3	1	3	12
R 4	15	2	1	3	3	2	4
R 5	15	0	0	3	1	2	9
R1~5平均	16.2	1.4	1.2	2.8	1.2	1.8	7.8



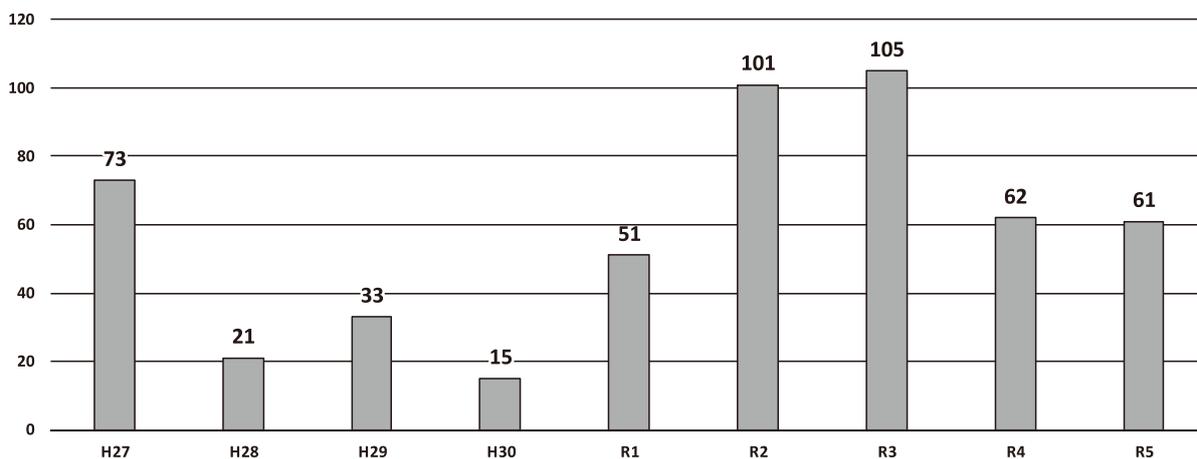
12. 生活困窮者自立相談支援事業

○コロナ禍で新規相談件数が急増しましたが、コロナ禍終了後も新規相談件数は高止まり状態が続いており、緊急支援、特に食糧支援件数は増加傾向が続いています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	73	21	33	15	51	101	105	62	61

(件)

新規相談受付件数（年度）



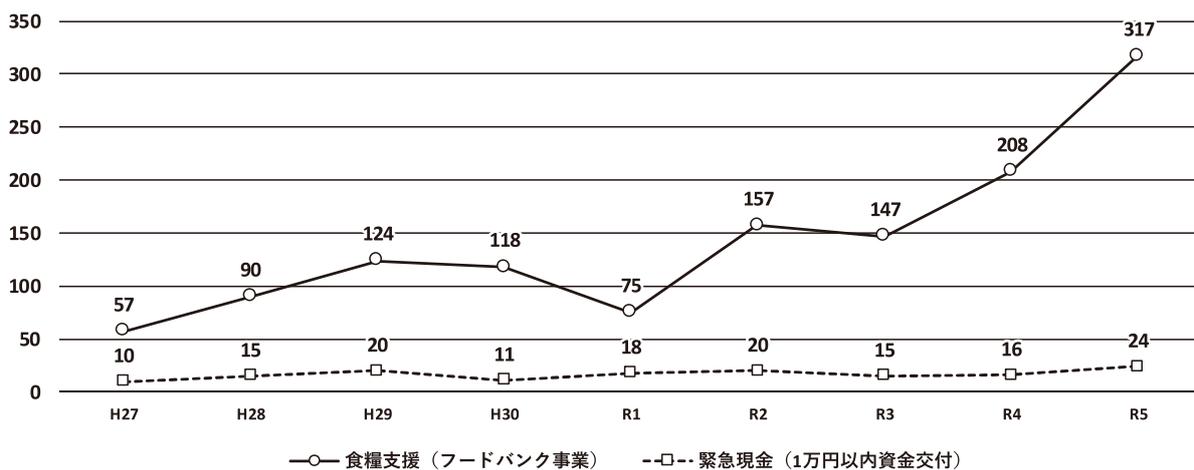
12-2. 緊急支援

各年度末

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
食糧支援（フードバンク事業）	57	90	124	118	75	157	147	208	317
緊急現金（1万円以内資金交付）	10	15	20	11	18	20	15	16	24

(件)

緊急支援



資料：大田市社会福祉協議会

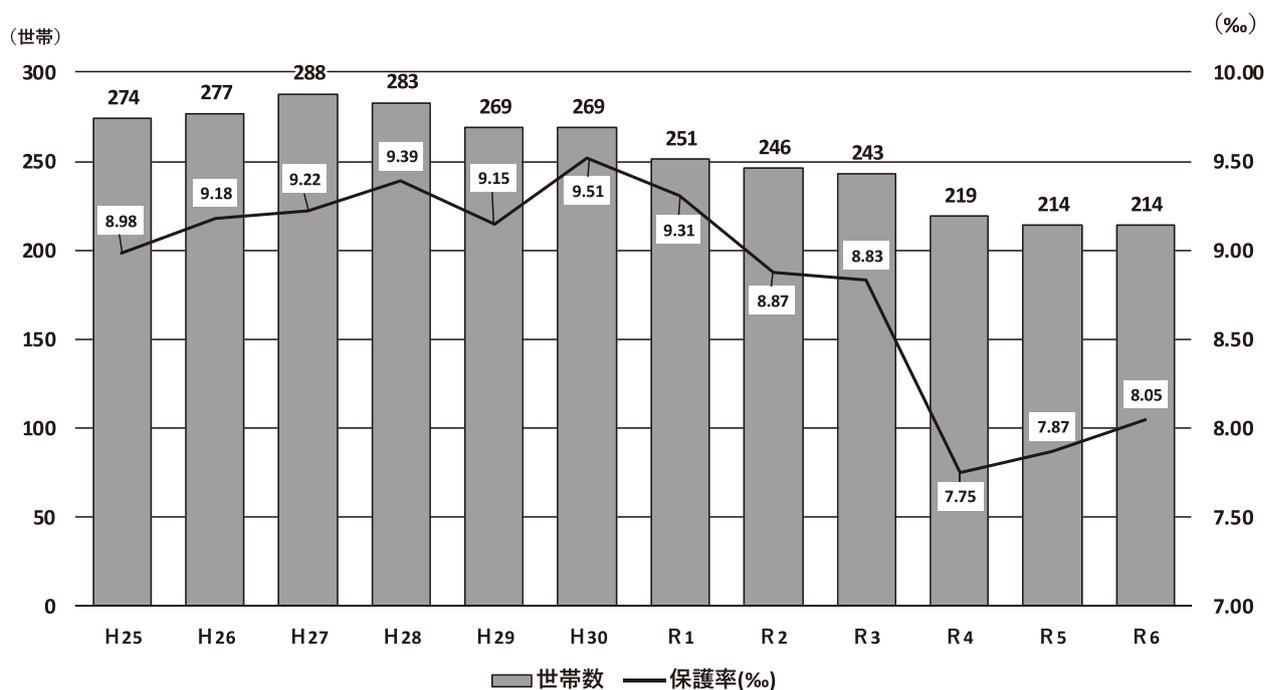
13. 生活保護受給世帯数及び保護率

○コロナ禍における生活困窮世帯への支援制度の影響もあり保護率は一時低下しましたが、制度終了に伴い再び上昇傾向にあります。

4月1日現在

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	274	277	288	283	269	269	251	246	243	219	214	214
人員	342	345	341	342	328	336	323	303	297	256	256	257
保護率(%)	8.98	9.18	9.22	9.39	9.15	9.51	9.31	8.87	8.83	7.75	7.87	8.05

資料：大田市福祉指標



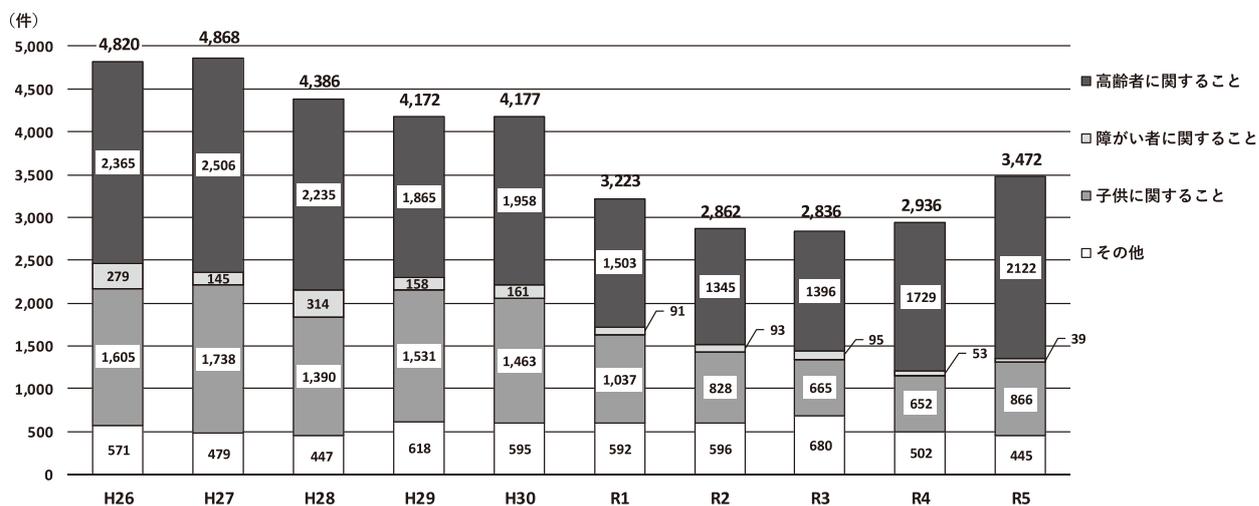
14. 民生委員・児童委員・主任児童委員 相談・支援件数（延べ）

○コロナ禍は感染予防のため対象者との面会が制限されたこともあり件数は減少しましたが、コロナ禍終了後は増加傾向にあります。

件

年度	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子供に関すること	その他	計
H26	2,365	279	1,605	571	4,820
H27	2,506	145	1,738	479	4,868
H28	2,235	314	1,390	447	4,386
H29	1,865	158	1,531	618	4,172
H30	1,958	161	1,463	595	4,177
R元	1,503	91	1,037	592	3,223
R 2	1,345	93	828	596	2,862
R 3	1,396	95	665	680	2,836
R 4	1,729	53	652	502	2,936
R 5	2,122	39	866	445	3,472

資料：民生委員・児童委員活動状況



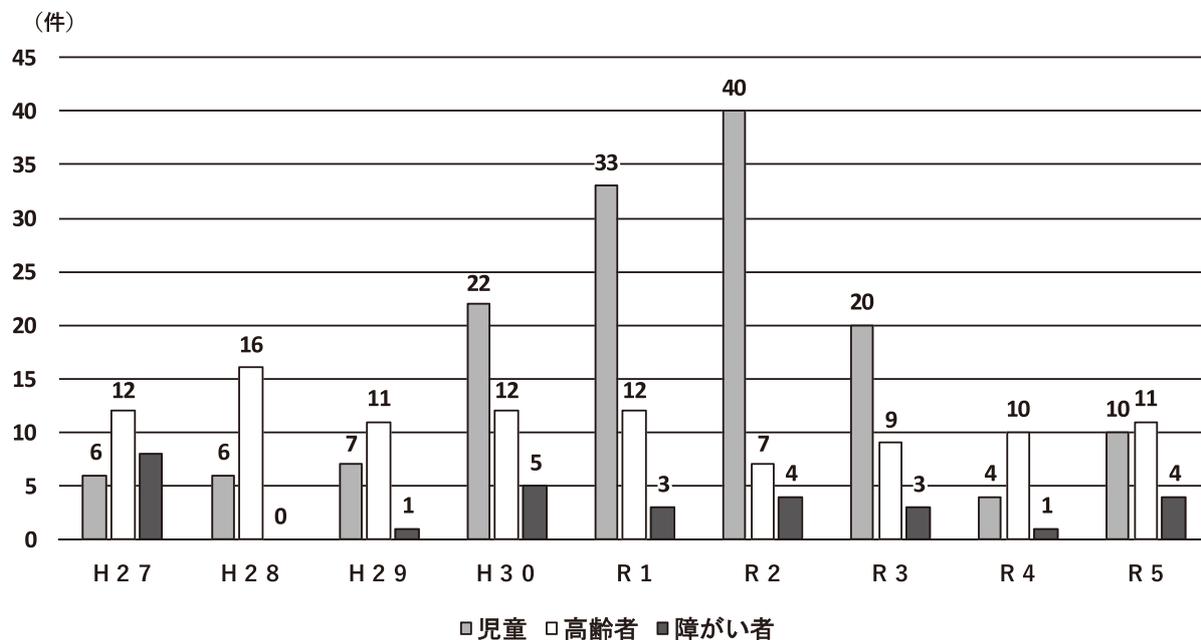
15. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

○高齢者と障がい者は、年度によって増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向です。児童は、年々増加傾向にありましたが、R2年度をピークに減少しています。

15. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童	6	6	7	22	33	40	20	4	10
高齢者	12	16	11	12	12	7	9	10	11
障がい者	8	0	1	5	3	4	3	1	4

資料：大田市健康福祉部



(4) ①第3次計画の評価

基本方針1 人づくり・地域づくりの推進
1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進 <p>地域課題への関心や理解の促進を図るため、グループワークや意見交換会などの対話型の研修に積極的に取り組みました。 学校等での福祉学習においては、当事者等の外部講師を交えた対話型・交流型の学習プログラムが定着しつつあります。 課題としては、福祉学習実践校や地域での研修参加対象者が限定されており、今後は対象者の範囲をさらに拡大していく必要があります。</p>
2. 支え合い意識の啓発とボランティアの育成・参加促進 <p>各種ボランティア養成講座の開催や「ボランティアカフェ」の定期開催を通じて、ボランティア活動者間のつながりづくりや交流の促進を図りました。復興支援ボランティア活動を継続的に行いながら、支え合い意識の啓発も積極的に行いました。 新たな活動への参加促進に向けては、活動の機会の啓発や活動場面とのマッチング機能の強化を進めて行く必要があります。</p>
3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実 <p>地区担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域で取り組まれている福祉活動へのサポートを積極的に行い、既存の取組みの充実を図るとともに地域課題解決に向けた新たな取組みの推進に努めました。CSWが地域住民や団体と顔の見える関係づくりに努め、様々な機会を活用して相談や地域の情報をキャッチしやすい体制づくりを進めました。</p>
4. 地域の居場所づくり <p>地域住民が主体となるサロン活動をはじめ、介護予防活動や高齢者の通いの場、地域食堂など地域の多様な世代の住民が気軽に参加できる「場」の充実が図られてきています。また、活動に取り組む団体や活動者間の交流の促進や研修等学びの機会の創出を通じて「居場所」の必要性や効果についての認識は高まってきています。 大田市社会福祉協議会においては「こねくとプロジェクト」と称して、分野・属性に寄らない居場所やつながりづくりに向けた取組みを住民やボランティアの協力のもと推進しました。</p>
5. 地域づくりを進める人材の育成 <p>各地区において地区社協を中心とした研修会を開催し、地域生活課題に対する関心を高めるとともに、様々な立場から自分たちにできることについて考えるきっかけづくりを行いました。また、地域づくりに関する活動への関心を高めるため、SNSを活用した地域活動情報の啓発・広報活動に取り組みました。 今後、働き世代や福祉以外の分野との接点や関わりを持ち福祉に関心を持ってもらえるよう研修会や話し合いの場を増やしていく必要があります。</p>
6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進 <p>社会福祉法人連絡会が組織され、各法人が取り組む地域貢献活動の情報を集約しリスト化しました。今後、各分野・各法人の特色を活かしながら、災害時の地域貢献活動等について、取組みを進めていきます。 地域の見守りネットワークについては新聞配達業者等との連携により「気になる世帯」に関する情報や相談が入る体制ができています。今後、行政・社協・企業・地域の関係団体等においてそれぞれで構築されてきた既存のネットワークと連携しながら全市的な取組みとして整備していく必要があります。</p>
7. 寄付文化の醸成 <p>共同募金の広報活動や街頭募金活動を進めていますが、共同募金の使途が住民に十分に理解されていない状況があります。 今後、様々な媒体を活用しながら、市民が寄付の趣旨と使途を理解できるような広報活動に努めるとともに、地域福祉活動に対する理解促進を進めていくことが必要です。</p>

8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり

社協独自の取組みとして地域での交流の場や居場所づくりの支援を積極的に行いました。CSWによる地域の実状に合った居場所や参加機会の創出により「つながり」を育む新たな社会資源は増えてきていますが、そうした場に参加することが困難な方も多く、移動手段への支援体制の構築が必要です。災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の整備については、福祉事業者や自主防災組織等の地域関係者による連携・協力を得ながら取り組んでいく必要があります。

9. 人権施策の推進

「人権を考える市民の集い」を継続的に開催し、様々な人権課題を取り上げることにより、市民とともに考える場や機会の創出など人権啓発の推進を図りました。

相談事業では、各機関との連携を図り相談体制の一層の強化を図っていく必要があります。

10. 多文化共生社会の実現

多文化交流会の開催を通じた関わりや交流機会の創出、ボランティアサークルと連携した生活相談対応や在住外国人との情報交換の場づくりなど、市内の在住外国人との関わりを通じて多文化共生のまちづくりの推進を図りました。

各種制度や地域生活に必要な情報の提供体制の整備や地域内でのつながりづくり・交流の機会など、在住外国人の増加に伴い、関係機関・団体と地域住民の協働による一層の取組みが必要です。

基本方針2 包括的な支援体制の構築
11. 分野を超えた相談支援体制の構築
<p>「ふくしよろず相談窓口」においては、様々な媒体や機会を活用した広報により認知度が上がったことから、本人からの相談をはじめ、民生児童委員や自治会、地域活動団体など本人以外の様々な経路からの相談が増加しています。</p> <p>自らSOSを発信することが困難な方や困っている状況を認識できない方が、誰にも相談できずに孤立しないためにも、“気かけ合う”意識の醸成や包括的な相談支援体制を一層強化していく必要があります。</p>
12. 重層的な支援体制の整備
<p>様々な相談や困りごとに対して包括的な支援を行っていくため、相談支援に従事する実務者間の協働基盤を強化するため、実務者会議（全体会議）を定期的で開催し、相談支援実務者間のネットワーク強化に努めました。また、複合化・複雑化した課題を抱えた世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、多機関が協働した支援を行うための実務者会議（個別会議）を開催し、支援関係者間による情報共有や役割分担などを丁寧に行いながら支援体制づくりを進めました。</p> <p>多様な地域生活課題の解決に資するため、これまでの支援実績も踏まえながら、会議機能の一層の強化を図っていく必要があります。</p>
13. 制度の狭間にある生活課題の対応
<p>既存の制度やサービスでは対応が困難な相談者の状況やニーズに応じた柔軟な支援やプログラムづくりに積極的に取り組みました。</p> <p>今後は、より多様化する生活課題への対応や継続的な支援に向け、支援者の対応能力向上を図るための支援体制の整備・確保が課題です。</p>
基本方針3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり
14. 権利擁護の取組みの充実
<p>各分野での研修等の機会を通じて、様々な主体への意識醸成及び虐待の防止、早期発見・早期対応に関する地域全体の連携体制づくりに努めました。今後は、各職員のスキルアップやチームアプローチ機能の強化など虐待対応時の支援体制を整備・強化する必要があります。</p> <p>日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者に対しては、成年後見支援センターと連携して円滑な移行に向けた支援を行っています。</p> <p>大田市では人口に対する日常生活自立支援事業の利用者が多く、専門員及び生活支援員いずれも不足している状況があり人材確保が課題です。</p>
15. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）
<p>大田市では、市と「大田市成年後見支援センター」が協働して中核機関の設置・運営を行っており、住民や関係者への制度の周知や相談対応、市民後見人の養成及び活動の支援などを積極的に行い、成年後見制度の利用促進を図りました。市民後見人のバンク登録者数及び受任者数は順調に伸びています。</p> <p>日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行にあたり、親族の理解が得られず円滑な後見活動が困難な事例もあり、制度への理解促進を図るとともに、対象者の状況に応じた円滑な移行支援が必要です。</p>
16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信
<p>従来の広報誌や冊子の発行、ホームページに加えて、ぎんざんテレビやSNS（FacebookやLINEなど）など様々な情報発信ツールを活用して情報の発信に努めました。</p> <p>各機関や各部署それぞれにおける情報発信は充実してきましたが、包括的な支援体制の推進に向けたより効果的な情報発信のあり方等について検討し、一層の充実を図る必要があります。</p>

基本方針4 生活課題の解決に向けた取組みの推進

17. 子育て・子育て支援の充実

こども家庭センター「おおだっこ」において、専門職が全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対する総合相談及び支援に対応しました。

子育て世帯のつながりづくりへのニーズは高いため、大田市子育て支援団体連絡協議会において、交流会の開催や公式LINEアカウントを活用した子育て支援情報の発信に努めました。

育児教室やファミリーサポートセンター、地域の子育てサロン等の事業を実施し、子育て世帯を支援する地域ぐるみの取組みが必要です。

18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

地域活動支援センター事業や社会参加促進事業、移動支援事業に取り組むとともに、福祉、労働、教育等の関係機関と連携し就労支援の充実を図りました。また学校、企業、地域での福祉教育や「あいサポート運動」等を通じて障がい（者）への理解促進を図りました。

高齢の親と障がいのある子の二世帯など課題が複雑化・複合化し、介護等と障がい福祉の両面からのサポートが必要な世帯が増加しており、地域相談支援体制の核となる「基幹型相談支援センター」設置に向けた検討が必要です。

19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策

「健康づくり予定表」の全戸配布や市ホームページ等を通じて健康教育やがん検診等の周知・啓発を図るとともに、「食育推進サポーター」の協力を得て食育推進活動を行いました。

運動習慣の不足や食生活等に課題のある壮年期以降の健康づくり、フレイル予防、減塩・野菜摂取に向けた啓発を強化していく必要があります。

20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実

生活困窮世帯に対し自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等により経済的な自立に向けた支援を行うとともに、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対しては重層的支援体制整備事業と連携して支援を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大により相談対応件数が大幅に増加しましたが、コロナ禍が落ち着いた後も経済的な自立が困難な世帯が未だに多い状態が続いており、フードバンク事業等継続的な支援が必要です。

21. 再犯防止施策の推進（地方再犯防止推進計画）

市役所職員の保護司就任や「更生保護サポートセンター」建物の無償貸与など保護司活動への一定の支援体制が構築できつつあります。また犯罪をした人等の相談窓口として「生活サポートセンターおおだ」を位置付けたことにより、生活困窮者自立支援事業による支援につながる事例が増加しました。

保護司や更生保護女性会の活動について市ホームページや広報誌等により一層の周知促進を図るとともに、犯罪をした人等を雇用した協力雇用主に対して競争入札等における優遇制度の導入を検討する必要があります。

22. 社会的取組みによる自死対策の推進

関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ゲートキーパーの養成や相談窓口チラシの全戸配布等を行い、相談につながった方に対しては関係機関と連携して支援ができました。

自死対策は社会全体で取り組むべき課題であり、職場や学校、地域の見守りや声かけなどの様々な関りを通じて、孤立を防止し、相談し合える組織、地域づくりを目指す必要があります。

基本方針5 安心して暮らし続けることができるまちづくり

23. 住宅・生活環境の整備

地域でゴミ出し支援が必要な高齢者世帯等の把握に努め関係機関と連携しながら必要な支援を行いました。
市営住宅や民間住宅等が決まるまでの一時的な住まいとしての「シェルター」が市内にはないため検討する必要があります。

24. 移動手段の確保

交通移動手段の確保に向けて検討を行う地域の活動に対して助成及びそのサポートを行っており、本制度を活用して既に実践している地域や検討している地域があります。
公共交通との共存・連携には専門的な知識や地域における検討が求められることから、手続き的にハードルが高く躊躇する地区も多い状況があります。

25. 防災・防犯体制の充実

大田市内の「自主防災会（自主防災組織）」の組織率が53.1%と半数を上回りました。
自主防災会等の活動を通じて一層の防災・減災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者名簿データに基づき「個別避難計画」の作成を推進する必要があります。

② 策定委員等へのヒアリングの状況

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高 齢 者</p>	<p>(大田介護サービス事業者協議会、大田市シニアクラブ連合会)</p> <p><現在の取組み状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者では、施設を開放し、趣味活動を通じた利用者と地域住民との交流の場を提供。 ・介護サービス事業者の職員が地域からの要望に応じて、介護予防教育や相談を開催。 ・シニアクラブでは、子どもと高齢者の世代間交流としてグランドゴルフを実施。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は運転免許の返納などにより移動手段がなくなることで、地域の行事に参加できないなど様々な場への参加の機会が減っている。 ・地域の見守り体制について、企業・事業者も含む多様な主体の協力による見守り体制の充実が図られるとよい。 ・介護保険サービスなどのフォーマルな資源が入ることで、インフォーマルな支援、関わりが途切れてしまうことがある。 ・認知症に対する認知や理解については広がってきていると感じるが、実際に認知症の人と関わる場面での対応が難しく、認知症について実践的な部分での理解促進が必要。 ・アクティブシニアの役割支援や得意なこと・できることを活かした役割創出などを促進するため、地域の中での活動機会のコーディネート機能があると良い（役割支援（選択肢）の多様化）。 ・シニアクラブでは後継者の育成が課題となっており、市社協と連携し広報活動の工夫やボランティア団体との連携について検討したい。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こ ど も ・ 子 育 て</p>	<p>(大田市保育研究会、ゆきみーる)</p> <p><現在の取組み状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田子育て支援センターでは、多くの親子の利用があり発達に応じた子育て相談に対応。 ・保育研究会等では、各園の情報共有を図ったり「子育て応援フェスティバル」を開催。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの問題を抱えている子どもや親が「支援を受けることが申し訳ない」という意識を持っていて支援を受けられず社会資源につながらないことがあり、社会資源を活用すること、支援を受けることは当然の権利であり恥ずかしいことではないという意識改革が必要。 ・子育て世帯への情報提供については、必要な情報がライフステージやタイミングに応じて提供される必要がある。 ・子どもの SOS を受け止めてもらえた経験が大切である。SOS を受け止める大人の教育が必要。 ・学校での福祉学習について、児童・生徒が学ぶだけでなく、教職員も意識を変えていくために学ぶことが大切。 ・声をあげなくても周囲の人が気づくことができる体制づくりについて、時間はかかるが教育と福祉の連携を進めていくことが必要。 ・保育園入園時に保健師が関わっている場合や、多機関での支援が必要と思われる世帯については、連携して子育て支援をしていくために情報共有が必要。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障 が い</p>	<p>(亀の子サポートセンター・相談支援事業所と障がい者サービス管理責任者との連絡会)</p> <p><現在の取組み状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に応じた障害福祉サービスの提供。 ・行政と企業、特別支援学校、福祉関係機関の連携により障がい者雇用についての取組みは進んでいる。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と障がいのある人との交流する機会が少ない。 ・障がいのある子が子ども時代から地域住民と交流する場づくりが必要。 ・手帳を所持していない、不登校などについてつなぎ先がなく関わり方の困難さがあり、支援体制に対する課題が大きい。 ・障がいのある人が地域に出かける機会を意図的に作ることも大切。 ・親なき後に備えて、成年後見制度の利用や障がい福祉サービスの利用について本人、家族への理解促進を図るため、関係者との連携が必要。 ・「避難行動要支援者支援制度」の啓発や「個別避難計画」の作成支援が必要。 ・在宅時における災害時・非常時の安全確保、地域住民による助けあいが課題。

地域	<p>(大田市民生児童委員協議会、大田市自治会連合会)</p> <p>＜現在の取り組み状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り活動や安否確認などは、基本的には自治会単位が主となって担っている。 ・社協のCSWが地域に出かけるアウトリーチ的な関わりが良かった。地域に出かけてもらうことで相談しやすい関係性ができ問題の早期発見につながることもあるので心強い。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者、交通弱者に対する対策は重要。 ・通いの場やデイサービスに出かけない閉じこもり傾向の方への対応が必要。 ・まちづくりセンターを拠点として地域活動を展開していく中で、人材育成が大事。 ・「自主防災組織」の立上率は上がっているが、実際に組織として機能させることは難しい。 ・見守りや安否確認など身近な生活の部分は自治会が広くカバーしているが、「自主防災組織」の活動が「非常時の対応」として切り離され、日頃からの助け合いの意識は低い。 ・新聞配達業者が見守りを行い異変に気づくことが多いが、新聞を止めてしまう人も多くなり、地域で広く見守りができる仕組みが必要。 ・地域の中の困りごとが発生、察知した場合のつなぎ先について、相談事を整理する機能として総合相談の役割が重要であり、その窓口の周知が必要。 ・「避難行動要支援者名簿」について早急に取り組んでほしい。 ・“まちづくり”という視点でも「安全・安心な暮らし」を目指しており、当然その要素には自治会活動や地区社協活動が入ってくるので、自治会と関連する活動についても計画に盛り込まれるとよい。 ・空き家のまま放置されると火災や倒壊などが発生する可能性のある家があり心配。
その他	<p>(ふれあい会館、県央保健所、大田地区保護司会、成年後見支援センター、大田青年協議会)</p> <p>＜現在の取り組み状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動として「人権を考える市民のつどい」に力を入れて取り組んでいる。 ・退院がスムーズに行われるよう「大田圏域における入退院連携ガイド」を作成し活用。 ・毎年7月に「社会を明るくする運動」として内閣総理大臣と島根県知事の「メッセージ伝達式」を開催。 ・保護司会機関誌を作成し全戸配布、市内の小中学校に呼びかけ作文コンテストの作品を募集し優秀作品を冊子にまとめ関係者、関係機関に配布。 ・成年後見支援センターは中核機関を設置し、運営、関係機関、専門職との連携を図っている。 ・市民後見人養成講座を実施し人材を育成するとともに、市民後見人からの相談対応、助言等を行っている。 ・島根県成年後見制度利用促進協議会や家庭裁判所を含めた関係機関との連絡会議へ参加。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権を考える市民のつどい」に福祉関係者の参加が少ない。みんなで人権政策の推進ができるとよい。 ・今後の連携体制の在り方、ネットワーク・横のつながりづくりは重要。 ・「社会を明るくする運動」について、市のWebサイトや広報誌を活用した一層の周知が必要。 ・入札参加資格審査において、健康づくりや福祉活動、再犯防止対象者の雇用受入れなど幅広い活動が評価される仕組みがあるとよい。 ・退院時に地域での支援がスムーズに行えるよう、「大田圏域における入退院連携ガイド」が活用されるよう、関係機関の連携ツールとして普及を進めていけるとよい。 ・市民後見人が受任している方で、死後事務などに親族の協力が得られない場合には市のサポートが必要であり、その支援体制を整備する必要がある。 ・日常生活自立支援事業からの移行者の増加や法人後見が適切な事例の増加等もあり、成年後見支援センターの体制の見直しが必要。 ・移動支援については、交通担当部局や介護保険課等と社協等と一緒に取り組んでいくことが必要。 ・取組みの発信方法の工夫が必要。各事業所レベルだけでなく大田市全体として積極的・効果的に発信していくことが重要。

③ 地区社会福祉協議会ワークショップ報告書

1. テーマ

「だれもが暮らしやすい大田市をつくるために」

2. 実施日

第1回 令和6年9月24日(火) 大田市民センター4階軽運動室

参加者:12地区社協19名

第2回 令和6年9月25日(水) 大田市民会館中ホール

参加者:12地区社協19名



3. ワークショップの内容

第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の25項目の進めるべき方策のうち、8項目を話題テーマとして取り上げ、「だれもが暮らしやすい大田市をつくるために」にこれからどんなことが必要かという視点から、現状や課題意識、これからのに向けた希望など、自由に意見交換を行いました。

4. ワークショップにおける意見(抜粋)

① 交流と参加による福祉教育・学習の推進

- 地域活動について情報交換などができる場があることが、活動の充実や活発化につながる。
- 地域で実施する事業や活動の場が、地域内の交流促進と参加の場として機能している。
- 地域内の研修・勉強等の機会が少なく、もう少し福祉について住民で考えられる機会があるとよい。
- 福祉教育について、みんなで共通理解して取り組む必要があるのではないか。

② 地域づくりを進める人材の育成

- 地域の福祉活動への参加を通じて、少しずつ地域内の困り事が分かったり地域生活の将来を考えるきっかけになっている。
- 若者の地域活動への参加を促していくためにも、若者の「やりたい」を形にするためのサポート(支援体制も含め)が必要。
- ボランティア研修を開催してほしい(ボランティア活動をきっかけに地域活動につながる)。
- 地域内の研修・勉強会の機会が少ないため、人材育成につながる機会をもっと作ってほしい。

③ 地域の居場所づくり

- 地域での居場所を作るのに、社協が立ち上げや運営に関する相談や支援をしてくれるので活動しやすい。
- 交流や居場所を作るにしても、移動の課題が影響することが多く、気軽に利用できる移動手段が必要。
- 分野や属性に関わらず、全世代が交流できたり関われる催しがあるとよい。
- ふらっと立ち寄れる場所がもっとあるとよい。
- 空き家などを居場所づくりに活用できるとよいのではないか。



④ 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信

- 「助けて」と言いやすいまちづくり（環境づくり）が必要。
- 「まちづくりセンター」の協力により、地域住民への様々な広報や情報発信が充実できている。
- 高齢者にも伝わりやすい情報提供方法を考える必要がある。

⑤ 子育て・子育て支援の充実

- 自宅ではできない体験や経験ができる機会を地域で企画したい。
- 地域内で子どもや子育て世帯と住民が交流する機会が減っている。
- 子どもを取り巻く環境において、子どもの思いを受け止める人や場所が必要ではないか。
- 交流機会の活性化・情報発信等について、活動へのサポートがほしい。
- 子どもは減少しても地域に子育てサロンがあることはとても重要なことだと思う。

⑥ 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策

- 介護予防のとらえ方に対する認識にギャップがある（「介護予防」の対象になりたくない、まだ必要ない、等）。
- 男性が参加できる居場所・内容がもっと充実するとよい。
- 高齢者が行うボランティア活動などに対して助成や支援があるとよい。



⑦ 住宅・生活環境の整備

- 新たな住民(I ターンなど)との交流機会があるとよい。
- ゴミ出しを支援してくれる仕組みがあると嬉しい。
- 移動販売の機能がもっと充実すると生活しやすくなる。
- 地域ごとの生活支援の取組みが継続できる環境・支援を整備してほしい。
- U・I ターン者が定着するために地域と行政と一緒に考えて働く場を作っていく地域づくりができるとよい。

⑧ 移動手段の確保

- 地域で移動手段などの制度やサービスを構築しようとしても活用できる手段（住民活動支援の制度・仕組み）が限られていて検討にも至らない。
- 地域性を踏まえた支援や施策を考えてほしい（市内統一の支援制度や施策では置き去りになる地域が出てくるため、複数の支援メニューが必要）。
- 透析通院患者に対する移動支援・助成の充実を考えてほしい（将来的な不安を抱えている患者も多い）。

⑨ その他

- 人口規模や地域状況などから、小学校区で区分する施策は限界があるのでは。統廃合もあり課題の多様化についていけない。
- 人口の少ない地域では町単位での取組み、人口の多い地域では自治会単位での取組みが基盤となるなど、生活圏域の設定を検討することも必要。
- 補助や助成が活用しにくい（例えば：内容に縛りがある、担い手が高齢化する中で事務的な負担が大きい）。
- 地区社協、市社協、大田市それぞれの専門職や分野がうまく連携していけるようにしてほしい（お互いに仕事の内容や役割が分かればやりやすくなる）。

(5) 計画の推進体制

本計画に基づく施策を進捗管理するため、市庁内関係課と大田市社会福祉協議会で構成する「庁内検討会議」において、令和9年度に施策の実施状況等の検証・中間評価を行い、計画の推進を図ります。

なお、数値目標のうち「第2次大田市総合計画」の目標値を引用している項目については、総合計画の見直しに併せて再設定を検討します。

また、地域福祉活動計画においては、大田市社会福祉協議会理事会・評議員会において、年度ごとに進行管理を行います。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進イメージ

地域福祉を推進する主体
(住民・事業者、地域組織、市社協、行政)

